

社会福祉法人の「基本財産担保提供承認申請」手続の流れ

施設の整備や、運営費の確保のために基本財産の担保提供が必要となるケースがあります。

基本財産は法人が社会福祉事業を実施するための重要な資産であることから、担保提供にあたっては所轄庁の承認、もしくは意見書が必要となります（※福祉医療機構からの借入、及び協調融資に伴うものは除く）。

これらの手続を行わずに、金融機関へ担保提供を行うことはできませんのでご注意ください。

基本財産の担保提供が必要となる計画等発生



1 事前相談 計画が固まった段階で、こども青少年局監査課へ事前に御相談ください。

担保提供の承認は、「担保提供の目的の妥当性」「担保提供の必要性」「担保提供方法の妥当性」「担保提供に係る意思決定の適法性」等を考慮して判断します。

このため、根抵当の設定は認められません。



理事会・評議員会での承認（担保提供に関する件）



2 基本財産担保提供承認の申請 こども青少年局監査課へ申請ください



3 基本財産処分担保提供承認書の受領



金融機関に対する担保提供の実施

※ 平成 31 年 3 月 29 日「社会福祉法人の認可について（通知）」の改正により、「基本財産担保提供承認申請」によらず、「民間金融機関からの借入に関する意見書」による担保提供ができるようになりました。ただし、以下の要件をすべて満たす必要があります。

「民間金融機関からの借入に関する意見書」により基本財産に担保を設定する場合の要件

- ・ 定款に定めていること。（定款例（抜粋）を参照）
- ・ 社会福祉施設整備（新築、増設、改築）に対する貸付であること（設備整備のみの場合や、運営費に対する貸し付けは対象外です）。
- ・ 担保に供する財産は、当該貸し付けを受けて整備する施設（土地を含む）であること（法人が所有する他の施設は対象外です）。

定款例（抜粋）

（基本財産の処分）

第二九条

（略）

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政機関による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（※上記は任意的記載事項）

連絡先

横浜市子ども青少年局 監査課 045-671-4193 E-mail kd-kodomokansa@city.yokohama.lg.jp